

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

政府は、５月２５日、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大に伴う緊急事態宣言を全面的に解除するとともに、段階的に社会経済活動を再開していく方針を示した。

今後は、再流行に備えて医療・検査体制を強化しつつ、宣言の発令期間中に落ち込んだ経済や停滞した社会活動の一刻も早い立て直しが求められる。

そのためには、地方自治体が行う感染症対策及び経済支援に要する費用に対する十分な財政措置を実施するとともに、百年に一度の経済危機と言われる現状を一刻も早く立て直すための大規模な景気回復策を講じていくことが重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、感染症対策に関して、特に下記の事項を強化するよう強く求める。

記

１ 感染症の再流行の防止について

(1) 感染症の診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査（ＰＣＲ法）体制の更なる強化を早急に図るとともに、簡易検査キットを早期に開発し、集団感染の早期発見・早期対応と患者の早期診断・重症化予防につなげること。併せて、適切な医療を全ての患者に提供できるよう地域における必要な病床確保・資機材の整備や医療体制の強化を支援すること。

(2) 感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担や感染者のトリアージ、関係機関との連携等の検証を行うとともに、それらを踏まえた上で、国、都道府県、市区町村及び医療機関（公立・民間）などの相互の役割を明確にした体制を構築すること。

２ 学校の対応について

(1) 小中学校の臨時休業等による児童生徒の学力低下の防止等に対し、各自治体を実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。

(2) 臨時休業等に伴い自治体が行う給食費の無償化や放課後児童クラブの保

護者負担金の無償化等に係る財源については、全額国庫負担とし、当該クラブに対しても、適切な運用が図れるよう、財政措置等を講じること。

3 高齢者や障害者の介護従事者に行き届く支援について

- (1) 介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給については、第二次補正予算で決定したところであるが、事業者への一括給付では従事者に届かない懸念があるため、介護従事者への給付について、十分な情報発信を行うこと。

4 経済対策及びその強化策について

- (1) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、中小事業者等への資金繰り対策を講じるとともに、金融機関に対し貸し渋り等を行わないよう、また、迅速に資金を提供できるよう要請すること。
- (2) 必要な支援が事業者等に速やかに届くよう、申請手続から支給までの期間の短縮化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月30日

江東区議会議長 若 林 しげる

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		